

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

経 企 第 004 号

2023 年 7 月 31 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 紙)

別表第1 1.に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第1 1.関係【様式第1第2表、第3表、第5表、第6表、
第8表、第9表】〕

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準） 1. に規定する基準

1. 発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

2. 設定した基準

地帯間販売電源料のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金で手当てされる費用に相当する額、託送収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の3の3第3号の交付金で手当てされる費用に相当する額、及び電気事業雑収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金については、送配電部門以外の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金を送配電部門以外の収益に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法交付金として電気事業営業収益に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金がこれまで送配電部門以外の収益に整理されていたことを踏まえると、当該収益を送配電部門以外の収益に整理する必要があることから、上記基準を設定したもの。

(別 紙)

別表第1 2.に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 2.関係【様式第1第2表、第3表、第5表、第6表、
第8表、第9表】]

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. に規定する基準
 2. (1) 発生 の 主 な 原因 を 勘 案 し て、水 力 発 電 費、火 力 発 電 費 (汽 力 発 電 費 及 び 内 燃 力 発 電 費 を い う。以 下 同 じ。)、新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費、地 帯 間 購 入 電 源 費、地 帯 間 購 入 送 電 費 (電 源 線 に 係 る 費 用 を 除 く。)、他 社 購 入 電 源 費、他 社 購 入 送 電 費 (電 源 線 に 係 る 費 用 を 除 く。)、非 化 石 証 書 購 入 費、送 電 費 (電 源 線 に 係 る 託 送 料 及 び 減 価 償 却 費 を 除 く。)、変 電 費 (電 源 線 に 係 る 託 送 料 及 び 減 価 償 却 費 を 除 く。)、配 電 費 (電 源 線 に 係 る 託 送 料 及 び 減 価 償 却 費 を 除 く。)、販 売 費、一 般 管 理 費、接 続 供 給 託 送 料、賠 償 負 担 金 相 当 金、廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金、廃 炉 等 負 担 金、社 内 取 引 費 用 及 び そ の 他 を、送 配 電 部 門 の 費 用 に 整 理 す る こ と。
 - (2) そ の 他 に 整 理 さ れ た 費 用 の う ち、電 源 開 発 促 進 税、事 業 税、開 発 費、開 発 費 償 却 及 び 電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方) を、送 配 電 部 門 の 費 用 に 整 理 す る こ と。
2. 設 定 し た 基 準
他 社 購 入 電 源 費、地 帯 間 購 入 電 源 費 及 び 事 業 税 の う ち、再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 電 気 の 利 用 の 促 進 に 関 す る 特 別 措 置 法 第 1 5 条 の 2 第 1 項 の 交 付 金 に て 手 当 さ れ る 費 用 及 び 同 法 第 3 8 条 の 納 付 金 に つ い て は、送 配 電 部 門 以 外 の 費 用 に 整 理 す る。
3. 事 業 者 の 実 情 に 応 じ た 基 準 に よ り 算 定 す る こ と が 適 当 で あ る 理 由
「収 益 認 識 に 関 す る 会 計 基 準」の 適 用 に 伴 い、再 エ ネ 特 措 法 交 付 金 相 当 額 を 送 配 電 部 門 以 外 の 費 用 に 整 理 す る 規 定 は 無 く な っ た も の の、再 エ ネ 特 措 法 交 付 金 相 当 額 と し て 電 気 事 業 営 業 費 用 に 計 上 さ れ て い る も の が あ り、再 エ ネ 特 措 法 交 付 金 相 当 額 が こ れ ま で 送 配 電 部 門 以 外 の 費 用 に 整 理 さ れ て い た こ と を 踏 ま え る と、当 該 費 用 を 送 配 電 部 門 以 外 の 費 用 に 整 理 す る 必 要 が あ る。
ま た、再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 電 気 の 利 用 の 促 進 に 関 す る 特 別 措 置 法 第 3 8 条 に よ り、1 ヶ 月 の 交 付 金 が 零 を 下 回 る 場 合 に は そ の 下 回 っ た 額 の 納 付 が 義 務 付 け ら れ た が、当 該 納 付 金 は 再 エ ネ 特 措 法 交 付 金 相 当 額 と 同 様 の 性 質 の 費 用 で あ り、送 配 電 部 門 以 外 の 費 用 に 整 理 す る 必 要 が あ る こ と か ら、上 記 基 準 を 設 定 し た も の。